

成年年齢を満18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が2022年4月1日から施行されます

## 成年年齢引き下げへのエステティック業対応指針

2022年1月25日

特定非営利活動法人 日本エステティック機構

この度、民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行されることにより、成年年齢が満20歳から満18歳へ引き下げられることとなりました。

上記の法令改正の施行に伴う消費者とのトラブルを未然に防止するため、エステティック業界として以下の対応を傘下エステティック事業者に徹底し、国内のすべてのエステティック事業者に対しても要請いたします。

### ■エステティック業における成年年齢引き下げへの対応

令和4年4月1日より施行される民法の一部を改正する法律による成年年齢の満18歳への引き下げに伴い、エステティック業において役務サービス及び商品提供等の契約<sup>\*</sup>を行う際は法律に則り、満18歳、満19歳の方は成年とし、満17歳以下の方は未成年として対応することとなります。

これにより、未成年者契約の取消権が失われてしまう満18歳、満19歳の方との契約においては、社会生活上の経験が乏しいことによる消費者トラブルの発生が懸念されるため、満18歳、満19歳及び20代前半の方を含めた若年者等との契約に関し慎重に対応する必要があります。

また、特定継続的役務契約の締結における禁止行為として、特定商取引に関する法律施行規則第39条第2号において「若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じ、特定継続的役務提供等契約を締結させること。」とされていること、「消費者白書2020」においてもエステティックサービスへの20代女性の行政機関への相談件数が10位以内に入っており既存の成人においても若年層におけるトラブルは多発している状況が続いていることから成人年齢の引き下げによるさらなるトラブルの増加を防がなければなりません。

そのため、エステティックサロン事業者は、改めて消費者との契約に関する重要事項を再確認のうえ適正な契約を行ってください。また若年者等の消費者に対しても契約における以下の事項を遵守することで、消費者トラブルの防止を目指します。

**※契約とは、都度払い契約、継続的役務契約、特定継続的役務契約を含むものとします。**

## ●エステティックサロン事業者の新しく成年に含まれる 18 歳及び 19 歳の方への販売に際しての遵守事項

**以下はすべての消費者に対して対応するものですが、特に成年に達した若年層に対してはチェックリストなどを作成して契約の際に確認することが望まれます。**

- ・消費者の目的を達成するための役務サービス等を的確に提案すること。
- ・消費者の希望する役務サービス等の目的、内容、安全性を確実にご理解いただくこと。
- ・契約する役務サービス等は、消費者が希望して選択したものであることを必ず確認すること。
- ・契約する役務サービス等の対価は、消費者の収入などを十分に考慮し、支払い能力を超えない金額を設定すること。
- ・消費者に契約内容をご理解いただけるよう口頭及び書面でわかりやすく説明すること。特に、契約期間、支払い総額（分割払いの際は支払い回数と1回の支払い額も）、施術単価、施術回数に関しては、必ずご理解いただいたことを確認すること。
- ・消費者に解約条件（クーリング・オフ、中途解約）をご理解いただけるよう口頭及び書面にてわかりやすく説明すること。

## ●トラブルを未然に防ぐための事業者への提案

- ・初回来店時には継続的役務契約（特定継続的役務契約も含む）の内容の説明を丁寧に行い、消費者が迷っていると思われる場合は契約を避けるように努めること。
- ・生徒及び学生等で定収入もしくは親族等からの支援が見込めない場合は、特定継続的役務契約及び物品販売において本人との分割払契約の締結は行わず、都度払いを提案するように努めること。

以上